

令和 7 年度八潮市男女共同参画推進事業計画

○男女共同参画促進事業

(1) 八潮市男女共同参画審議会

八潮市の男女共同参画を推進するため、八潮市男女共同参画推進条例第 23 条の規定により設置された審議会。令和 7 年度については、第 5 次八潮市男女共同参画プランの策定を行うため、5 回開催予定。

(2) 男女共同参画苦情処理委員

市が実施する男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民又は事業者からの申出を適切かつ迅速に処理するため設置。

(3) 八潮市男女共同参画庁内推進会議

男女共同参画社会の実現に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、部長級及び女性副部長級の職員で構成。令和 7 年度については、第 5 次八潮市男女共同参画プランの策定に係る審議等を行うため、5 回実施予定。

(4) 八潮市男女共同参画プラン推進庁内連絡会議

八潮市男女共同参画プランの総合的かつ効率的な推進を図るため主任級以上の職員で構成。令和 7 年度については、第 5 次八潮市男女共同参画プランの策定を行うため、5 回の会議実施を予定するとともに、市民を交えたワークショップ形式により、具体的な施策を話し合う。

(5) 男女共同参画推進活動事業委託

男女共同参画推進に関する事業を市民団体より企画提案を受け、事業の委託をする。

(6) 女性人材リストの作成

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を推進するため、女性人材リストを作成し、グループウェアに掲載、関係各課での活用を促す。現在登録者数 28 名。

(7) 「地域で豊かに！グループ名簿」の作成

女性の更なる地域活動への参画促進と男性へ地域活動の場を積極的に提供し、団体・グループ相互の情報交換を目的に作成。市内公共施設にて名簿を配架するとともに、市ホームページにも記載。現在登録団体 17 団体。

(8) 第 5 次八潮市男女共同参画プラン策定業務委託

第 4 次八潮市男女共同参画プラン（見直し版）が令和 7 年度末に終了することから、新たなプランを策定するために必要な資料・データ分析、具体的施策の検討支援、審議会等の会議運営支援等を実施し、計画を策定するもの。

○男女共同参画啓発事業

(1) 男女共同参画週間 (6月23日～29日)

期間中、男女共同参画に関するパネルを八潮駅前出張所に展示及び市職員掲示板に男女共同△情報メール Do! を掲示し、周知啓発を図る。

(2) 女性に対する暴力をなくす運動実施期間 (11月12日～25日)

八潮駅前出張所にて、標記啓発ポスターを掲示及び市職員掲示板にて周知する。

(3) 男女共同参画情報紙『Unison』の発行

男女共同参画に関する意識啓発及び情報提供を行うため、情報紙を発行する (6月1日発行)。情報紙は市ホームページ、SNS で周知啓発を図る。

(4) 男女共同参画職員研修の開催

職員を対象に男女共同参画に関する研修会を実施し、男女共同参画意識の向上を図る。チラシやリーフレットを参加者に配布し、啓発する。

(5) 男女共同△情報メール「DO!」の発行

男女共同参画に関する意識を高めるため作成。市職員掲示板及び市ホームページへの掲載を実施する。(不定期掲載)。

(6) ワーク・ライフ・バランスデーの実施 (8月)

職員の定時退庁を実施し、ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発を行う。

周知啓発の方法として、駅前出張所のパネルの展示及び市職員掲示板に男女共同△情報メール Do! を掲示する。